

## 登園許可証明書（意見書）

保育園長 様

入所児童氏名 \_\_\_\_\_

病名「 \_\_\_\_\_ 」

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

医療機関 \_\_\_\_\_

医 師 名 \_\_\_\_\_ 印又はサイン

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、裏面の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

感染症名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
風しん	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
結核	感染のおそれが無くなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス	熱が下がり、咳などの症状が安定してから
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと